

土木工事請負契約における 設計変更ガイドライン(総合版)

設計変更手続きの明確化

平成28年3月
(平成31年3月一部改正)

福島県土木部

3. 設計変更が可能なケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては設計変更が可能である。

1. 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。**
(ただし、所定の手続きが必要。)
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。**
3. **所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」によるもの。**
(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
4. 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合。
5. 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

◆設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
2. 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約約款第19条にもとづき書面で行う。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)
3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、原則としてその必要が生じた都度、遅滞なく行うものとするが、「軽微な変更」の取り扱いについては、「工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の手続きについて」(平成11年3月30日付け11農第357号農林水産部長、11監第842号土木部長連名依命通達)並びに「工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の事務手続きについて」(平成11年3月30日付け11監第863号監理課長)によるものとする(平成26年7月25日一部改正)。

4. 「工事内容の軽微な変更」を行う際は、概算金額を記載した通知書を通知する。

※運用の詳細については、次ページに記載。

■ 概算金額の通知について

工事内容の軽微な変更を通知をする際は、概算金額を記載した通知書もあわせて、受注者へ通知する。

【留意事項】

◆下記の事項に留意し受注者へ通知する。

○現地条件や施工条件、数量の精査等により変更となる場合があることから、概算金額については、「参考値」として取扱うこととし、契約変更額を拘束するものではないものとする。

※概算金額の記載方法・有効数字2桁(3桁目四捨五入)、単位は万円で記載する。
増減額が10万円未満の場合は、有効数字1桁(2桁目四捨五入)とする。

(記載例) 16,440,000円増額の場合 → 1600万円増と記載する。
 78,000円減額の場合 → 8万円減と記載する。

【通知書(記載例)】

工事打合せ簿

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成30年 〇月 〇日
発議者名	〇〇建設事務所 〇〇課 〇〇 〇〇		
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 (第〇回 工事内容の変更に伴う概算額の通知について)		
工事番号 工事名	第〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇号		〇〇工事
工事場所	国道〇〇号 〇〇市〇〇地内		
(内容)			
平成〇〇年〇〇月〇〇日付け通知「工事内容の変更について」による概算金額を下記のとおり通知します。			
概算金額 : 〇〇万円 増(減)額の見込みである			
※上記に示す概算金額については、参考値であり契約変更額を拘束するものではない。			